

令和4年度県内芸術家ロビーコンサート実施要綱

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、公演などの中止が相次ぎ、県内の新進・若手アーティストの活動の場が大幅に減少していることから、アーティストに活動の場を提供するとともに、県民の鑑賞機会の創出を目指す。

2 事業名

この事業の名称は、「県内芸術家ロビーコンサート」とする。

3 主催者

公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）及び兵庫県内においてロビーコンサートの開催を希望する芸術文化施設等（以下「地元主催者」という。）とする。

4 事業内容

(1) 鑑賞者

一般県民を対象とする。

(2) 開催時期

令和4年6月～令和5年3月

(3) 会場

市民会館、町民会館、文化ホール等の芸術文化施設その他演奏が可能な施設とする。

(4) 種目

室内楽、声楽、器楽、邦楽等の音楽全般

(5) 出演者

兵庫県在住、又は兵庫県を活動拠点とする、ひょうごアーティストサロンの登録アーティストの中から、地元主催者が希望する内容により、ひょうごアーティストサロンが選定する。

また、地元主催者は、ひょうごアーティストサロンに対し、出演を希望するアーティストを要望することができる。

(6) 公演の内容

① 入場無料のコンサートとする。

② 演奏時間は30分程度とする。

③ 公演回数は1施設1日1回を限度とする。

(7) 募集件数

20件程度

5 出演料

協会は、出演者に対して、出演料として公演1回あたり3万円（源泉所得税額及び消費税額を含む。以下同じ。）を支払う。

6 業務の役割分担

公演にかかる業務の役割分担は、別表のとおりとする。

7 経費負担

- (1) 協会は、出演料の支払いに関する経費を負担する。
- (2) 地元主催者は、(1)以外の実施にかかるすべての経費を負担する。

8 新型コロナウイルス感染症等感染症防止対策

公演を実施するにあたって、地元主催者は国や県の対処方針、及び各種ガイドラインに基づいた新型コロナウイルス感染症等の感染症防止対策を実施し、出演者はそれに必ず従わなければならない。

9 実施手続

- (1) 本事業の実施を希望する地元主催者は、別に定める期日までに、ひょうごアーティストサロンと出演者を調整したうえで、別紙「令和4年度県内芸術家ロビーコンサート実施申請書」(様式1)を協会に提出する。
- (2) 協会は前項により提出された書類を審査し、実施の可否を決定し、「令和4年度県内芸術家ロビーコンサート実施決定通知書」(様式2)により地元主催者に通知する。
- (3) 地元主催者は「令和4年度県内芸術家ロビーコンサート実施誓約書」(様式3)を協会に提出する。
- (4) 協会は前項について提出された書類を確認したうえで、出演者に通知するとともに、別紙「令和4年度県内芸術家ロビーコンサート出演契約書」(様式4)を出演者と締結する。
- (5) 地元主催者は、公演終了後2週間以内に別紙「県内芸術家ロビーコンサート実施報告書」(様式5)を協会に提出する。
- (6) 出演者は、公演終了後すみやかに協会に請求書(様式6)を提出する。
- (7) 協会は、9(5)により提出された書類により公演の実施を確認した後、前項の請求書に基づき、出演料をすみやかに出演者に支払う。

10 その他

この要綱に定めのない事項については、地元主催者、出演者及び協会の協議により決定する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

【別表】

業務の役割分担及び経費負担確認書 ◎=主担当 ○=協力

	業務内容	地元 主催者	出演者	協会	備考
1	出演者・グループの選定			◎	
2	実施申請書の提出	◎			
3	誓約書の提出	◎			
4	出演契約の締結		◎	◎	
5	出演者控室等の確保	◎			
6	ピアノ調律（必要な場合）	◎			
7	会場設営・場内整理	◎			
8	受付業務	◎			
9	会場での感染症防止対策	◎			
10	当日の進行	◎	○		アナウンスまたは当日配付する印刷物で本事業の趣旨、出演者、内容（曲目等）について紹介
11	演奏の披露		◎		出演に要する楽器（ピアノ等移動がなじまないものを除く）、物品の持参を含む。
12	音楽著作権使用料	◎			発生時のみ対応
13	実施報告書の提出	◎			写真、印刷物等
14	請求書の提出		◎		
15	出演料の支払い			◎	